

# 地研通信

発行人 藤田修三  
 発行所 三重短期大学地域問題  
 総合調査研究室  
 〒514-01  
 津市一身田中野字蔵付157番地  
 TEL (0592) 32-2342

題字 岡本祐次学長

## いま「地研」についておもうこと

室長 岡本祐次

三重短期大学は、大学一般がそうであったように、いなそれ以上に、いわゆるアカデミズムの香豊かな伝統的機能とその適応性を有し、それを基礎として、教育、研究活動を通して、地域、社会に貢献し、その時代、社会に相応の先導的役割を果たしてきた。

ところで、近時の科学技術の発展とそれに伴う社会、生活の変革には顕著なものがあり、時代、社会の要請は、大学制度の多様化、弾力化等、その質的充実改善にと集中してきた。本学は、この点をいち早く見すえ、地域社会の多様なニーズに対応すべく、また地域文化の拠点として地域振興の推進力となるべく、開かれた特色ある大学づくりに先鞭をつけ、本格的に取り組んできたところである。その一環としてなったのが「地域問題総合調査研究室」と「地研」である。

「地研」設置来、早くも2年を経過した。ちょうど行財政改革の時期と重なり、正規の予算措置は、いまだ実に不十分なものとどまっている。にもかかわらず、その不足分がある程度補され、着実に地固めがなりつつあり、社会的評価を高めつつあるのは、ひとえに、教育後援会や同窓会の厚い支援があったからこそであり、なにかんづく「地研」に直接関係された教員諸氏の並なみならぬ自覚と努力（それぞれが、あるいは受託業務に参加されるなど）の賜物をえることができたからである。感謝しないではいけない。ちなみに、範囲の制約はいなめぬが、基本資料のコピー類はかなりの数にのぼり、現時点での蔵書数は

1000冊をこえ、定期刊行物も図書館で購入していないもの約20種類が常備されるに及んでいる。加えて、独自の施設を有しない「地研」が、それでもひとまず一定のスペースを確保し、その体を呈するにいたっていることについては、法経科教員の深い理解があったからこそであり（同科はまた助手の助力についても、同様の理解を示されている）、これに対しても感謝しないではいけない。

ところで、「地研」がこのような形、つまりいわば自転車操業の形で運営されゆく限り、そのさらなる発展は望むらくもなく、所期の目的が達成されようはずはない。われわれ行政を預るものは、法の定めをまつまでもなく、関係者諸氏の努力に報いるためにも、適宜、適切な予算措置が講じられ、研究体制が整備、充実されるよう努めなければならない。それにつけても、以前あるところに、「公立短期大学が地域の必要性から誕生したものである以上、同大学が積極的に地域の中核的役割を担おうとするに当たり、その構成員の意欲をくみ上げ、その努力に適切な支持を与える責務が、地方自治体いなその長にはあるのだ」と記したことがあるが、同じことをここで訴え、設置者に対して強くその理解を求めおかねばならない。それは、簡単にえられるような性格のものではないが、諸問題解決のカギが究極そこにあることを心して、息長く、正しく設置者と協議を重ね、これがなるよう運びたい所存である。また、国の制度についても同様のことがいえるであろう。

昭和61年度 地域問題総合調査研究室 運営体制

室長	岡本 祐次
運営委員	雨宮 照雄, 村田 温子
研究員	Aプロジェクト
	雨宮照雄(代表者) 正田敬志
	森岡 洋 柴橋正昭
	平野 孝
	Bプロジェクト
	岩瀬充自(代表者) 東福寺一郎
	佐武千恵子 藤田修三
	水谷 勇
	Cプロジェクト
	川田光子(代表者) 紀中多恵子
	村田温子 西村政子
	草深みな子
特別研究員	松原小夜子, 長谷川健二, 江阪正己, 生田周二
事務局	事務局長 雨宮照雄
	図書担当 ◎正田敬志, 東福寺一郎
	西村政子(◎は代表者)
	資料担当 ◎平野 孝, 水谷 勇
	草深みな子(◎は代表者)
	新聞担当 森岡 洋
	地研通信, RPRI OUTPUT 担当
	藤田修三
	会計担当 柴橋正昭

《論説》

補助金削減と地方財政

雨宮 照雄

はじめに

昨年、昭和60年度限りの暫定措置として、 $\frac{1}{2}$ を超える国庫補助負担率（以下、補助率と略記）の一律10%程度削減が強行されたとき、それが、個々の補助率のあり方や事務事業の必要性、国と地方の事務・財源の配分のあり方などについて再検討することなく、国の財政負担を地方に転嫁しようとする性格のものであった為、地方側は激しく反発した。全国市長会の次の決議は、補助金削減に対する地方側の評価を雄弁に物語っている。

「国は、昭和60年度予算において、歳出削減のため国・地方間の機能分担のあり方を見

直すことなく、国庫補助負担率の引下げ措置を行った。このような措置は、地方への単なる負担転嫁にすぎず、行政改革の基本理念に反するばかりでなく、国と地方の信頼関係をも損なうものである。よって、国は、国庫補助負担率の引下げ措置について、昭和60年度限りの暫定措置としてこれを厳守し、今後二度と繰り返すべきではない。また、国庫補助金の見直しにあたっては、国と地方の機能分担及び費用負担のあり方等について地方団体の意見を尊重し、検討されたい。」（第55回全国市長会議決議 昭和60年6月5日）

しかし、地方側のこのような反対にもかか

ならず、昭和61年度予算編成においては、昨年度を上回る補助率引下げが行われた。政府は、昨年5月、補助金問題検討会を設置し、61年度以降の補助率のあり方、特に社会保障関係費の補助率のあり方について検討を加えたが、昨年12月20日に出された検討会最終報告書は、①生活保護などについては現行通り機関委任事務として残す（補助率は $\frac{1}{2}$ と $\frac{3}{4}$ の両論併記）②老人福祉、児童福祉など施設入所措置は現行機関委任事務から団体委任事務に改めることを前提に補助率を $\frac{1}{2}$ に引下げる

（また在宅福祉サービスについて施設福祉とあわせて補助率を $\frac{1}{2}$ に引上げる）③公共事業については事業量確保の見地から補助率の一層の引下げはやむをえない、ことなどを主な内容とするものであった。政府はこの報告をうけて、自民党五役会議の調整を経て、④生活保護費等の補助率を60年度の補助率（ $\frac{1}{2}$ ）に据えおく⑤補助率の引下げは61年度から63年度の3カ年の暫定措置とすることを決めた。補助金削減の主な内容は表1、表2に示す通りであるが、昭和61年度の補助率の引下げによ

表1 補助金削減の主な内容

〔昭和60年度〕

(1) 補助率引下げ（60年度限りの暫定措置）

經常経費、投資的経費を通して、補助率が $\frac{1}{2}$ をこえるものについて、おおむね1割程度削減

[地方負担の増加（普通会計分）]

經常的経費系統	2600億円	}	計	5800億円
投資的経費系統	3200億円			
（補助率引下げによるもの		2000億円		
（事業量拡大によるもの		1200億円		

(2) 一般財源化

義務教育費国庫負担金のうち旅費（213億円）教材費（129億円）など23件（423億円－59年度ベース）

(3) 定額交付金化

社会教育主事、社会体育指導者など職員設置費に係るもの13件（409億円－59年度ベース）

〔昭和61年度〕

(1) 補助率の引下げ（61～63年度の暫定措置）

(a) 児童保護費、老人保護費など施設の入所措置に係る事務を団体委任事務にすることに伴い、補助率を $\frac{1}{2}$ に引下げる。

(b) 在宅福祉サービスの補助率を $\frac{1}{3}$ から $\frac{1}{2}$ に引上げる。

(c) 生活保護費、結核医療費、精神衛生費、特別障害者手当などの給付費に係るものは、60年度の補助率（ $\frac{1}{2}$ ）に据えおく。

(d) 義務教育費国庫負担金のうち共済追加費用、恩給費について補助率を $\frac{1}{2}$ から $\frac{1}{3}$ に引下げる。

(e) 奨励的補助金のうち、離島振興特別事業、農業構造改善対策事業費、教育振興奨励費などの補助率を引下げる。

(f) 公共事業に係る補助率を60年度の補助率を基準にして、 $\frac{1}{2}$ 超の事業を対象に更に引下げる。

[地方負担の増加（普通会計分、59年度補助率をベースに計算）]

經常的経費系統	6100億円	}	計	1兆1700億円
投資的経費系統	5600億円			
（補助率引下げによるもの		4200億円		
（事業量拡大によるもの		1400億円		

(2) 一般財源化

結核予防費（28億円）老人保健法事務費（17億円）など4件（71億円－60年度ベース）

(3) 零細補助金基準額の引上げ

表2 主要な国庫補助負担率の推移(経常費)  
(%)

項目 \ 年度	59	60	61
生活保護費	3/5	3/5	3/5
身体障害者保護費	3/5	3/5	1/2
老人保護費	3/5	3/5	1/2
児童保護費	3/5	3/5	1/2
福祉手当給付費	3/5	3/5	3/5
結核医療費	3/5	3/5	3/5
母子保健衛生費	3/5	3/5	1/2
失業対策事業費	3/5	3/5	1/2

る地方負担増は1兆1700億円であり昨年度の2倍となっている。(地方負担増は昭和59年度補助率を前提にしている)

本稿は、2年連続して行われた補助率引下げの地方財政への影響や地方財政対策の問題点をとり出し、補助金問題検討会報告書に若干の批評を試みようとするものである。

(1) 補助率引下げの地方財政への影響

臨調行革路線に基づいた予算編成が行われるようになった昭和57年以来、大蔵省は歳出抑制の手段としてゼロシーリング、マイナスシーリング方式を採ってきた。この手法が採用された理由は、端的に、それが各省庁の抵抗を最も少なくすることが出来るという政治力学的発想によるものである。各省庁はシーリングを守るために歳出に占めるウェイトの高い地方団体向け国庫補助金の抑制にのり出した。当初は交付年度の繰り延べ等による補助金の削減が行われたが、次第にそれも限界となり、昭和60年度からは、法により国の負担が義務づけられている国庫補助負担金の補助率引下げが歳出削減の主要な手段とされるようになった。逆に、本来、廃止見直しされるべき零細補助金や奨励的補助金については、一定程度、廃止、減額、統合、メニュー化、終期の設定などが行われてはいるものの、反面新設されるものもあり、全体としての整理はあまり進んでいない。結局のところ、国の補助金整理は国庫補助負担金の補助率引下げによって行われているとあって過言ではなく、臨調行革による補助金整理は、補助金による支配をなおも続けようとする中央省庁の抵抗によって変質を強いられ、一方的に地方に負

担を転嫁しながら国家財政を再建しようとする性格を帯びるものとなった。

地方財政計画における国庫支出金は昭和58年度以降連続4年削減され、その合計額は9236億円にのぼっている。昭和61年度の国庫支出金の総額は9兆9636億円で前年度に比べて2390億円(2.3%)減少している。この額は61年度一般会計予算における補助金等の削減総額3211億円の74.4%に相当する。一般会計予算に定める補助金等の割合は51年度の33.7%から61年度は26.1%に低下しているが、それは地方財政へのしわ寄せの上に成り立つものである。

補助率引下げの影響をみるために、59年度と61年度の経費内訳を調べてみよう。

まず、一般行政経費のうち「普通補助負担金等を伴う経費」についてみると、59年度から61年度にかけて、国費負担額は3067億円削減されているが、それを各省別にみれば、厚生省所管分が2422億円(構成比79%)と最も削減額が大きく、次いで農林省445億円(14.5%)文部省397億円(12.9%)の順となっている。厚生省所管のものについては、同期間に地方負担が6538億円増加しているが、事務別にみたととき最も地方負担が増加しているのは児童保護費(2237億円)で全体の34.2%をしめ、生活保護費(1614億円24.7%)老人保護費(1106億円16.9%)がそれにつづく。このように、一般行政経費(補助分)では、60年度の一律10%削減、61年度の児童保護、老人保護等の補助率1/2への引下げの影響によって福祉面で地方負担の増加が著しい。

投資的経費(直轄・補助分)については表3に示す通りであるが、地方負担増加額5278億円のうち公共事業に係るものが3232億円で全体の61.2%をしめている。直轄事業に関する地方負担割合は5ポイント上昇して31.9%となった。直轄事業負担金については、かねてから全国知事会などでは全廃論もあり、又

表3 投資的経費(直轄・補助)の変化(59年度-61年度)  
(百万円、%)

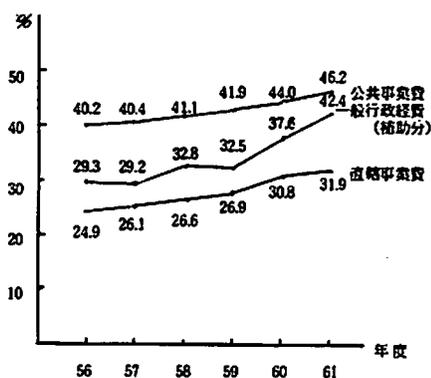
	増減額			地方負担割合	
	国負担分	地方負担分	計	59年度	61年度
直轄事業	89,608	176,780	(△1,614) 284,774	26.9	31.9
公共事業	△313,067	323,235	10,168	41.9	46.2
失業対策事業	735	27,813	28,348	32.8	46.0
計	△222,724	527,828	303,480	38.9	40.1

注) 直轄事業の計は団体負担分(△1,614)を含んだもの

地方制度調査会も「国の直轄事業に対する地方公共団体の負担金のうち少なくとも維持管理費に対するものについては、速やかにこれを廃止すべきである。」（「地方税財政に関する当面の措置についての答申」、昭和60年11月27日）とのべているように、早急に軽減廃止措置がとられるべきである。地方負担を増加しようとする国の態度は厳に批判されるべきであろう。失業対策事業は、補助率が $\frac{2}{3}$ (59年度)→ $\frac{6}{10}$ (60年度)→ $\frac{1}{2}$ (61年度)に引下げられたのがひびいて、地方負担割合が13.2ポイントも上昇している。

この結果、図1が示すように地方負担割合は一般行政経費、投資的経費のいずれにおいても増加し、特に60・61年度の増加が顕著である。

図1 地方負担割合の推移



## (2) 不十分な地方財政対策

国は地方団体の財源が不足した場合、その財源を保障する責任を負い、しかも地方税・地方交付税等の一般財源によって補填することが建前となっている。毎年策定される地方財政対策がそれであるが、この地方財政対策は、地方の財源不足に十分に対処するものとなっているであろうか。補助率引下げが行われた60・61年度の地財対策の手法は地方交付税特例加算、建設地方債による財源振替、建設地方債に係る交付税措置を主要な内容とする点で共通しているから、61年度の地財対策について、その問題点をみておこう。

図2は61年度の地財対策の概要を示したものである。それは補助率の引下げが行われなければ地方財政の収支は均衡するという前提に立って、地方財源不足額を1兆1700億円

と見積っている。実は補助率の引下げがないならば、収支が均衡するという前提は60年度にもみられたものであり、ここには基準財政需要額の算定において恣意的な操作を加えて、地方財政計画における歳出を過少に見積り地方財源不足額を低くすることを国が意図的に行なっている疑いが強い。本稿では地財計画を詳細に分析する余裕はないけれども、臨調行革路線に基づき、国の主導のもとに地方行革が推進されている現在、地方財政計画が、地方財源を保障するための基準をなすという本来の機能からそれて、地方歳出抑制の手段に変質しつつあることに注意する必要がある。

さて、財源不足額1兆1700億円の補填措置の第1は、たばこ消費税の増税である。これは、自民党五役会議で決定され、政府税調及び自民党税調が追認したものであり、二年連続の補助率引下げに対する地方の反発を緩和することを目的とした政治的妥協の産物以外の何ものでもない。そこには、国と地方の税源配分を変更して、地方の自主財源を強化するという改革意図はみられない。更に、たばこ消費税の税率引上げは61年5月から62年3月までの暫定措置であり、補助率引下げが継続される62、63年度の財源対策が61年度と同じくたばこ消費税増税によって行われるものかどうかは未定である。

補てん措置の第2は建設地方債の増発である。建設地方債は将来的に地方が元利償還しなくてはならないものであるが、このうち臨時財政特例債の元利償還費の $\frac{1}{2}$ と400億円(図のB)は国が財源保証することが確定しているが、2440億円(図のC)は、取扱いが未定であり、66年度以降に精算すべき地方交付税額に加算されるかどうかは、現在の国の姿勢を考えた時、予断を許さない。

国は建設地方債について、その元利償還費を基準財政需要額に算入することによって地方財源不足に対する補てんは十分であると主張している。しかし、①不交付団体には、このような交付税措置による補填効果は及ばないこと、②調整債は元利償還費の全額が基準財政需要額に算入されるわけではないこと、を考慮するとき、国の主張には根拠がない。更に上に挙げた二点以上に重大な問題がある。周知のように地方交付税の総額は、国税三税

図2 昭和61年度 地方財政対策の概要

(億円)

財源不足	11,700						
	経常経費系統 6100					投資的経費系統 5600	
	交付団体分 4880			不交付団体分 1220		補助率削減分 4200 事業量拡大分 1400	
補填措置	地方交付税 特例加算 1200 A	建設地方債 2840		地方たばこ 消費税 1200	建設地方債		
		地方財源への振替			地方財源への 振替	調整分	臨時財政特例債
		400 B	2440 C	840 D			

- 注① A: たばこ消費税の国税分。後年度における精算なし
- ② B: 昭和66年度以降に精算すべき地方交付税の額に加算
- ③ C: 暫定的に昭和66年度以降に精算すべき地方交付税の額に加算。その取扱いは自治・大蔵両省で調整。
- ④ B + C + E の額3700億円と投資的経費系統の事業量拡大による地方負担増分1400億円(E)との合計額5100億円については、建設地方債(調整債)を発行して、地方負担の増加を補填する。前者3700億円の地方負担増は基準財政需要額に算入されるが、このため増加した需要額相当分は、投資的経費の基準財政需要額の縮減措置によって相殺される。また調整債の元利償還費は単位費用における標準事業費方式と「財源対策債償還費」に算入する方式とが併用されるが、元利償還費の全額が基準財政需要額に算入されるわけではない。
- ⑤ 投資的経費系統における補助率引下げによる地方負担増加分4200億円(F)は臨時財政特例債により補填される。更に国は、その元利償還費の1/2に相当する額を交付税特別会計に繰入れる。

(所得税・法人税・酒税)の一定割合(昭和41年以降32%に据え置き)に税率が定められており、各地方団体ごとに算出した財源不足額(基準財政需要額-基準財政収入額)の合算額が普通交付税総額(地方交付税の94%)を超えるという事態が生ずることは避けられない。こうした場合には、一定の方式により調整率を用いて交付税を比例配分するか、又は、交付税率を上げるか地方行財政制度を改正しなければならない。(後者については、2年連続して、特例措置を講ずる前の地方財政計画上の一般財源不足額が、その特例分を含まない普通交付税の総額のおおむね一割程度以上になる状態が続き、3年目もそうなることが予想される場合がそれに該当すると解釈されている。)従って、建設地方債の元利償

還費に対して交付税措置を講じても、地方交付税の総額が増えなければ財源補填がなされない場合がありうる。実際、国は昭和50年以降の地方財政危機に際して、地方交付税率引上げという正当な解決策をとらずに、資金運用部からの借入によって地方交付税総額を増やす彌縫策をとってきた。また、昭和59年に資金運用部借入をやめて以降、借入金の利子に係る地方負担分の為に、実際に地方自治体に交付される地方交付税の国税三税に対する比率は32%を下回る事態が続いている。(59年31.3%、60年31.5%、61年31.2%)こうした現実を直視する時、財源不足を建設地方債発行によって補填し、その元利償還金に交付税措置を講ずるという方策が財源保証機能として万全であるとは断じて言えない。このよ

うなやり方は、地方交付税総額が不足して地方に負担を転嫁することになるか、あるいはもし、不足が生じない場合にも、地方を介在させることによって国の一般会計の負担を先送りする機能を果たすことにしかならないのである。

(3) 補助金問題検討会報告書への若干の批評  
報告書は、国と地方公共団体との間の機能分担の見直しの方向は「地域性」「効率性」「総合性」という基本的視点に立ち、「住民に身近な行政はできる限り住民に身近な団体において処理される」（應調第5次答申）ことを原則として、「同時に国の過剰な関与を排除し、また地方の自主性、自律性がより発揮できるよう、政策分野の特性に配慮しつつ、事務事業の見直しを積極的に図り、制度の簡素化、合理化、地方への権限委譲等に努めることが必要である」とのべている。この考え方は、シャープ勧告、神戸委員会以来の考え方であり異論はない。国庫補助金等の整理は何よりも、国・地方を通ずる行政を簡素化すること、および国の干渉を排除し地方の自主性を高めることを目的として行われるべきである。その為には、地方団体の負担分を含めた補助事業量全体の圧縮を各事務事業に即して検討すること、また総合、メニュー化や交付手続の簡素化をはかることが必要である。また、国と地方相互の利害に関係のある事務事業に関し共同責任という観点から国が義務的に支出すべき国庫負担金（地方財政法10条関係）ではなく、むしろ、奨励的ないし財政援助的意図に基づいて国から支出される国庫補助金（同16条関係）が優先的に整理されねばならない。この点から判断する時、(1)でみたように、現在進行中の補助金整理は、国庫負担金に関して補助率を引下げ国の財政負担を地方に転嫁しようとするものであり、補助金整理の基本的考え方からはずれぬものである。

報告書の眼目は社会保障分野について、権限委譲の見直しを前提として、補助率の具体的水準を提示したところにある。まず、生活保護に関しては、報告書ものべるように、それが国民の健康で文化的な最低限度の生活水準を保障するという目的をもち、金銭的給付

たる社会保証制度の根幹をなすものであること、又、「その実施にあたっては全国民に共通した公平と平等が求められる」のであり、各地方団体の自由裁量の余地の乏しいものであることを考慮する時、機関委任事務として存続させることが適切であると思われる。しかし、同時に上述の理由で、生活保護費は国の100%負担とするべきである。報告書が挙げる結核命令入所、精神措置入院、児童扶養手当、特別障害者手当等についても同様のことがいえよう。しかし、このことは、生活保護等の金銭的給付に関して地方団体が単独事業として上乘せして行うことを排除するものではない。

老人福祉、児童福祉、身体障害者福祉、精神薄弱者福祉等について報告書は、「多様なニーズにきめ細かく対応できるよう、地方公共団体の自主性の尊重の観点から、入所の措置については団体委任事務に改めることとし、入所対象者についての基本的要件に限り国が定め、具体的要件については、地方公共団体に委ねることとすることが適当である」としており、又、この報告書をうけて、昨年12月28日の閣議では福祉施設への入所措置等に係る費用徴収等に係る事務を団体委任事務化することが決定されている。このことにより、福祉施設への入所措置基準を地方が具体的に定めること、費用徴収基準を各地方条例で定めること、施設の設備、職員に関する各種規制が緩和されることとなり、地方の実情に応じた福祉政策の展開が可能となり、地方の自主性は法制面からは高まることは確実である。また費用徴収についての国の基準は国庫負担金算定の基礎として用いられるにとどまり、国の基準を上回って費用徴収した場合は、国庫負担金算定に際して上回る額は控除されない扱いとなることが予想される。だが、法制面からの地方の自主性の拡充は、はたして財源面での裏付けをもっているだろうか。基準財政需要額の算定は国の基準をもとにおこなわれることから、補助率の1/2への引下げに伴ない、国の基準以上の福祉の充実を求める地方にとっては確実に負担は増大するであろう。実際、現行制度のもとでも、国の保育料基準に対して、多くの地方団体では父母の保育料負担を軽減するための措置がとられている。

しかしながら、これからは財政力の乏しい地方では、補助率の引下げに伴う地方負担に耐えきれずに、軽減措置をとりやめるところが出てくるであろう。入所措置・費用徴収事務の団体委任化と補助率引下げとがベアになった今回の改正は、現実には、地域のニーズにあわせて、福祉行政を展開する基礎をつくることよりは、各地方団体の財政力に応じて住民の福祉需要を切り捨てる方向に機能する危険性をもっている。財源的裏づけのない、行政裁量権の拡大は確実に福祉の後退と実質的な国への従属を生むであろう。本来、機関委任事務か団体委任事務かという問題と国の補助率をどの水準にするかという問題とは直接の関連を持っていない。補助率引下げに伴ない、地方が保育料の値上げや保育入所措置基準の改悪に追い込まれることのないよう、地域の実情にあわせて地方が自主性を発揮することを保証する財源の裏づけを国に要求する運動を展開してゆくことが求められよう。

おわりに

地方財政余裕論をかかげて国が地方への財政負担の転嫁を求めてきている現状は、ドッジラインの下で地方配付税の半減措置がとられた昭和24年の状況に比することが出来よう。

### 〔編集後記〕

★本年度で当研究室も発足後3年目を迎え、岡本祐次室長を中心に、各プロジェクトがパワフルな活動を行っている。今や地研は創世期から安定期への途上であり、今後の研究室の方向性を提示する上でも重要な時期が訪れている。

昨年度提出された地研の現状と将来展望についての第一次報告に『地研は「地域社会と住民に開かれた大学」を指向する本学の発展の重要な一翼を担うものとして位置づけられる……』とあるように、短大における期待度も大きい。プロジェクトCの研究テーマの「津市民の生活意識調査」も前述の主旨を考慮した試みであり、本年度10月調査実施の予定である。またプロジェクトBの「三重県における生涯教育の現状と課題」と仮称する研究も7月より本格的に活動を開始する。各プロジェクト研究員諸氏の本年度の活躍に期待し、

当時、地方財政は大きな打撃をうけ、このことが原因となって、多くの地方自治体が財政再建団体に転落するに至った昭和20年代末の地方財政危機がひきおこされた。

国の財政状態に比べれば地方はなるほど相対的に余裕があるとはいえ、地方財政の実態は楽観できる状態にはない。地方財政白書によれば、公債費負担比率（公債費の一般財源に占める比率）は、昭和48年度の5.2%から昭和59年度は14.3%となり、危険水準といわれる20%を超える団体は全体の約1/4にものぼる。又、61年度末の地方債残高は43兆6000億円になる予定であり、交付税特別会計借入金5.7兆円、普通会計負担の公営企業債9.5兆円を加えると全体で58兆8000億円に達する。これは61年度地方財政計画の1.1倍に相当する。

国の地方への財政攻撃は、補助率の引下げばかりではなく、地方財政計画の過少算定、補助金を通ずる財政調整、不交付団体の超過財源の均てん化、交付税率の引下げなどの形をとって今後とも強められることが予想される。

住民との連携を深め、そのような攻撃から地方自治を守り拡充させることがより一層求められよう。 (6月8日)

RPRI OUTPUT および地研通信の紙面がますます充実することを待望している。

★社会科の教科書検定をめぐる中国や韓国から非難を受けている昨今である。昨年の夏、栄養源研究所を訪問する目的で北京を訪れた折、革命軍事博物館にも立寄った。そこは日本からの観光ツアーではまず組み込まれない場所と思われる。当節は日中戦争の足跡を特集しており、問題の南京大虐殺や細菌部隊に関する当時の日本語版の新聞の切り抜き、写真、遺品その他の資料が展示されており、多くの中国人が立止っていた。そしてひそやかに観ている光景があまりに印象的であった。戦争という狂気がそうさせたには違いないが、わずか50年ばかり前に日本が行った事実をふせることはできないのではなからうか。日本の被害を中心に教えている教育では片手落ちと思えるのだが。 (藤田)